

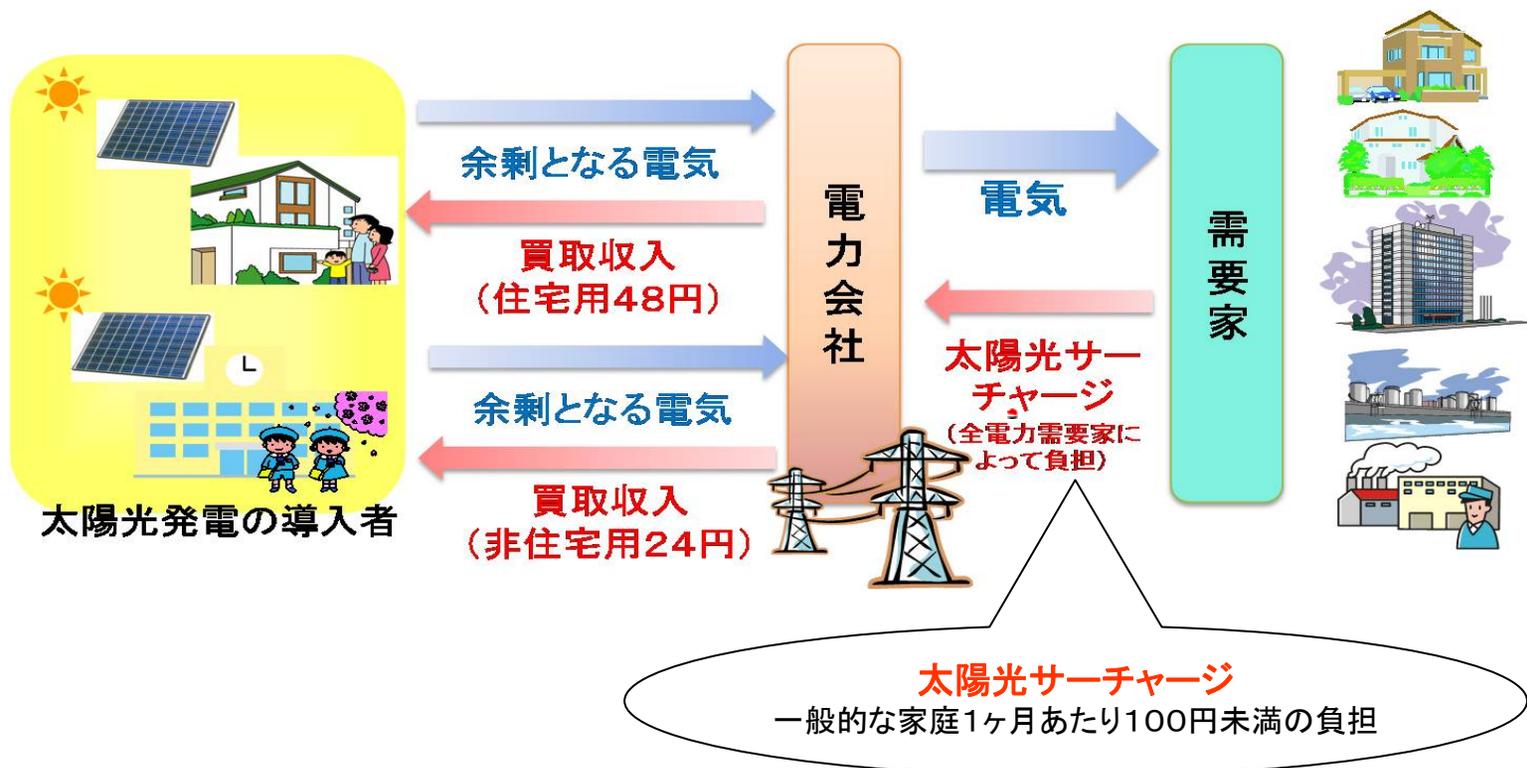
「太陽光発電の新たな買取制度」

平成21年11月1日より「太陽光発電の新たな買取制度」がスタートします！！

■太陽光発電の新たな買取制度とは

太陽電池を使って家庭で作られた電力のうち自宅で使わないで余った電力を、**1キロワット時あたり48円（※）で10年間電力会社に売ることができる**ようになります。買取りにかかった費用は、電気を利用する方全員で負担する「**全員参加型**」の制度となっています。

(※)当初は住宅用は48円、非住宅用は24円（2009年11月1日～2011年3月末日申込み）
自家発電設備併設（燃料電池、エコウィル等）の場合は住宅用で39円、非住宅で20円



■買取制度に関するQ&A

<制度の概要>

Q. 今回の「太陽光発電の新たな買取制度」とはどのようなものですか？

A. 今回の買取制度は、太陽光発電によって発電した電力のうち、自家消費せずに余った電力を電力会社が買い取り、その買取コストを電気を使用する全ての方々に負担をするという制度です。

Q. 買取制度はいつから開始されるのですか？

A. 本制度は11月1日から買取をはじめ、平成22年4月から電力需要家の方々の御負担が始まります。

Q. すでに太陽光発電設備を設置済みでも買取制度の対象となりますか？

A. すでに設置済みでも買取制度の対象となり、初年度の買取価格で10年間買取を行います。

<買取価格>

Q. 買取価格はいくらですか？

A. 買取価格は、住宅用、非住宅用とで異なり、1kWh当たりそれぞれ48円、24円となります。

Q. 自家発電設備を併設している場合の買取価格はどうなるのですか？

A. 家庭用燃料電池やエコウィル等、主に想定すべき自家発電設備の「押し上げ分」を考慮し、買取制度の開始当初の買取価格は、住宅用で1kWh当たり39円、非住宅用で1kWh当たり20円となります。

Q. 全国一律の買取価格ですか？

A. そのとおりです。

Q. 買取期間中の買取価格は変わりますか？

A. 変わりません。買取初年度の価格で10年間買取を行います。

Q. 年度ごとに買取価格は変わりますか？

A. 買取価格については、太陽光発電パネルの普及状況やパネル価格の動向を見ながら毎年見直しを行っていきます。例えば導入当初については平成23年3月末までに買取りの申し込みをされた場合は、住宅用、非住宅用それぞれ1kWhあたり48円、24円での買取りになります。

<買取期間>

Q. 買取期間は何年ですか？年度ごとであるとするれば、2月にはじめると、9年と2ヶ月しか買い取ってもらえないということですか？

A. 買取期間は買取を始めた月から10年(120ヶ月)です。例えば2月に買取が開始された場合、10年後の1月分まで買い取ります

Q. 10年間の買取期間が終わった後は、どうなるのですか？

A. 制度終了後の買取については現在決まっていません。今後、太陽光発電の普及の状況等を勘案しつつ検討していきます。

＜太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)について＞

Q. 負担はどのくらいですか？

A. 太陽光サーチャージは、一般的な家庭において一ヶ月あたり100円未満です。

Q. 負担額はどのように決まるのですか？

A. 毎年1月から12月までの買取導入量を元に、買取制度小委員会にて負担額を決定します。例えば平成X年4月からの年度負担分については、平成(X-1)年1月～12月までの買取導入量を元に負担額を計算します。

Q. いつから負担が始まりますか？

A. 平成21年度買取分の太陽光サーチャージは、平成22年4月から始まります。

Q. マンションなど太陽光発電を付けられない人にとっては不利ですか？

A. マンションについても太陽光発電の導入事例があり、今回の買取制度の対象となります。また、いろいろな事情でPVを設置できない方も、みなさんの月数十円程度という御負担が、我が国における太陽光発電の普及拡大のための大きな一歩になりますので、是非御理解と御協力をお願いいたします。

<その他>

Q. 買取制度でどんなメリットがありますか？

A. 太陽光発電を設置する際の投資回収期間が10～15年になります。そして、「1億2000万人の1歩」で、太陽光発電の導入を加速し、「低炭素社会」の構築を目指します。

Q. 太陽光発電を国として推進する意義は何ですか？

A. 太陽光発電システムの抜本的拡大により、「日本で使う電気は日本でつくる」という「エネルギー自給自足国家」を創出することができます。さらに、太陽光は、ほぼ無限に降り注ぐクリーンなエネルギーであり、化石燃料の利用による二酸化炭素の排出を抑え、低炭素社会を実現するためにも、太陽光発電をはじめとした自然エネルギーの普及が重要です。中でも太陽光発電は太陽電池の製造から、販売、施工に至るまで裾野の広い雇用効果が期待されます。

Q. どの法律に基づいて実行されますか？

A. 買取制度は、本年7月1日に成立した、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて実施されるものです。